

平成 2 8 年度
第 4 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 7 月 1 1 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第4回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年7月11日（月）午後1時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 18番 森西 征二

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任主事 藤澤 英宣
- 主任主事 須和 裕司

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第13号 審査基準及び事務処理要領の一部改正について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第4回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、森西委員で原田委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は17番久保委員、19番藤原委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権2番のとおりです。

3番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は、賃借人が貸付地の一部を譲り受けて転用するものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権27番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権37番のとおりです。

5番は、子の夫が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番のとおりです。

2ページをお開きください。

6番は、近日中に転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、賃借人が農業経営を廃止するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

2番は、近日中に転用するため返還を受けたものです。

3番、4番及び5番は、香川県農地機構を介して貸借していたものですが、貸人が耕作するため返還を受けたものです。

なお、4番の2筆と5番は、それぞれ期間借地による貸借です。

6番は、使用貸借を賃貸借契約に切り替えるため一たん返還するものです。

7番は、近日中に一部を転用し、残りを別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。農地の譲渡しの内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

4ページをお開きください。

8番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(原田委員入室)

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して久保委員から御説明をお願いいたします。

久保委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め森西委員、藤原委員と私の4名でした。

それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市庵治支所南東1キロメートルに在り、発電出力220キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを776枚、11基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に近く設備の維持管理も容易

であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成27年9月7日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年8月10日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、2階建3棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、所有している共同住宅入居者用の露天駐輪場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が898.80平方メートルあります。

3番は、2階建2棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が488.50平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを200枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は隣接する道路との高低差が大きく、大型農業機械を搬入することが困難であり、営農上作業効率が悪いいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月26日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを200枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は隣接する道路との高低差が大きく、大型農業機械を搬入することが困難であり、営農上作業効率が悪いいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月26日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自家用車の駐車場が無いため、自宅に隣接する土地に車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車場を確保するため宅地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調

整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が499.04平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線と市道東山崎・亀田線の交差点付近に在り、交通量が多く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が478.76平方メートル有ります。

11番は、露天貸駐車場、進入路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道太田上町・志度線に近接し、交通の利便性が良く、近隣の大規模店舗従業員から借入れ申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が158.19平方メートル有ります。

議案書6ページをお開きください。

12番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、第1種農地の不許可の例外、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない既存施設の拡張に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が851.04平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械を保管する納屋を建築するため宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年3月に造成・建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が532.87平方メ

一トール有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が161.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを300枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、国道193号線に面し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年6月14日に受理され、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が238平方メートル有ります。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械等を保管する納屋を建築するため宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年11月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が393.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを200枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路が狭く、農業用機械を搬入することが非常に困難であり、営農上作業効率が悪いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年2月11日に受理され、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自己所有農地の排水路を設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する会社の従業員から借入れ申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページをお開きください。

21番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、近隣住民から借入れ申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番は、納屋・農作業用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営農規模の拡大に伴い農機具を収納する納屋及び作業場が不足することとなったため、自宅の近接地に設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械等を保管する納屋を建築するため宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が781.64平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権47番に関連しています。

24番は、発電出力36.3キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを152枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理が容易で周辺農地への影響も無く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月31日に受理され、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について23件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう

でありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、平成28年5月20日付けで宅地拡張用地として転用許可を申請していましたが、契約解除に伴い取下願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成28年5月19日付けで所有権移転を伴う露天駐車場用地として、許可を得ていましたが、権利の種類を使用貸借による権利に変更するため取消願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番は、平成27年3月25日付けで太陽光発電施設用地として830平方メートルの許可を受けていましたが、転用計画の一部406平方メートルの廃止により許可の一部取消願があったもので、申請部分は貸人が農地として利用するものです。

なお、転用事業は完了しております。

3番は、平成28年5月23日付けで宅地分譲用地10区画の許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第5号については受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、平成25年5月30日付けで分譲住宅2階建5棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、1区画1棟が未完了のため工事完了日を平成30年1月9日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成27年9月29日付けで2階建2棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、購入希望者が2区画を1区画とし住宅1棟を建築したいことから1区画の分譲住宅用地として事業計画変更申請するものです。

なお、利用率等に問題はありません。

3番は、平成28年4月25日付けで分譲住宅2階建9棟の許可を得ていましたが、埋蔵文化財試掘調査をした結果、文化財の包蔵状況が確認されたため、切り土による造成を取りやめ、全体を盛り土するとともに、工事完了日を平成31年7月11日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

4番は、平成25年8月16日付けで花崗土採取による農地造成用地として平成28年5月31日までの間一時転用申請していましたが、予定期間内での完了が困難となったことから、工事完了日を平成30年5月31日まで2年間延長するため事業計画変更申請するものです。

なお、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づく変更届も5月30日付けで提出されております。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員を代表して久保委員、森西委員が欠席ですので代わって事務局、藤原委員から順次説明をお願いいたします。

久保委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。なお、所有権1番、2番、4番、5番、7番、9番、10番及び賃借権1番、3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校南東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自社の関連会社が開発分譲中の住宅団地の東側に接続し、開発道路等の利用が可能で、事業効率が良く、小学校・幼稚園に近く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地の一部は、造成済みとなっておりますが、関連会社が開発分譲中の事業用駐車場用地として、平成28年8月末までの間一時転用許可を受けているもので、当初目的を達成したものの農地に復元せず、今回の転用申請に至ったものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市一宮コミュニティセンター東200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近く、交通の利便性が良く、周辺は病院・学校が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立古高松小学校南500メートルに在り、3番の1が分譲住宅用地、3番の2が北側にある水路の管理道として分譲住宅開発と併せて転用申請するもので、完了後は地元施設管理者へ提供する予定です。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線と主要地方道塩江・屋島西線の交差点に近く、交通の利便性が良く、周辺は商業施設、医療施設が整い、生活環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が合計で72.4平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立庵治小学校東2キロメートルに在り、土木建設業を営む転用者が、既存の資材置場を12月に返却しなければならず、その代替として新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣に住宅がなく生活への影響もなく、市道にも面し資材の搬入、搬出に便利なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。

5番の申請地は、JA香川県中央地区営農センター東隣に在り、スーパーマーケット等の貸店舗・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線と県道太田上町・志度線の交差点に在り交通量も多く、近くに大型スーパーマーケットもあり、集客の相乗効果が期待できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、貯水槽を設置するなど、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が937平方メートルあります。

なお、後ほど説明します5条特別議案賃借権3番と関連しており、この転用面積11,936平方メートルと合わせますと合計で19,997平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでといたしまして、議案番号6番からは事務局から説明します。

川西事務局長 森西委員が欠席されましたので、ここからは、事務局が代わって説明いたします。

6番の申請地は、高松市立円座小学校北400メートルに在り、グループホーム・デイサービス施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線に近接し交通の利便性が良く、周辺には同様の施設がなく、利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立弦打小学校南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線及び高松市道に近接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。公園として利用する併用境内地が122平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校西900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、JR端岡駅に近く高松市道にも面し交通の利便性が良く、周辺は大規模な公園や小学校が整備され、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南600メートルに在り、冷暖房及び給排水設備製造用の作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社から400メートルと近く、高松市道にも面し交通の利便性が良く、製品及び資機材の搬入、搬出に便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が75.64平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

10番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西1キロメートルに在り、運送業及び福祉用具販売業を営む転用者が、事業拡大及び現在利用中の賃借している倉庫用地を返還しなければならなくなり、その代替として新たな倉庫・事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に面し、交通の利便性が良く、商品運送に適していることから、転用理由

と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路が14.10平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページを御覧ください。

11番の申請地は、高松市立山田中学校西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に面し交通の利便性が良く、幼稚園・小学校にも近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が29.04平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。事務局からの説明はここまでとし、12番からは藤原委員にお願いいたします。

藤原委員 現地調査委員の藤原です。ここからは、私が説明いたします。

12番の申請地は、高松市立山田中学校東1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く市道にも面し、交通の利便性が良く、県道沿線には複合型の商業施設があり、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページを御覧ください。賃借権について説明します。1番の内容は、5ページにまたがっています。

1番の申請地は、高松市立一宮中学校西900メートルに在り、ディスカунストアーを経営する法人からの依頼により、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道32号線に面し交通量が多く、周辺には同種の店舗がなく集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者の同意も得ており、貯水槽を設置するなど、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が60.95平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川県立香川中央高校北東900メートルに在り、既存の一宮店舗が老朽化し、手狭で移転が必要になったことから、ドラッグストアの新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線に面し交通の利便性が良く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が278.24平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番は、先ほど説明しました特別議案所有権5番と関連しており、貸店舗・露天駐車場用地として一体的に転用申請するものです。

所有権5番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6ページを御覧ください。

4番の申請地は、高松市立東植田小学校北1.5キロメートルに在り、営業拠点の集約化により、駐車スペースが不足し、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三木・綾川線に面し、西側にある事業所約11,800平方メートルに隣接し、第1種農地の不許可の例外、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない既存施設の拡張に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が11,891.81平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権12件、賃借権4件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案につ

いては許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局による説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。議案書11ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲地に隣接し、周辺は学校、病院、コミュニティーセンター等公共施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、造園業を営んでおり、事業が順調で従業員・来客が増え駐車場が手狭

となったことから、現駐車場に隣接する申請地を、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,413.48平方メートル有ります。

8番は、次の9番・10番の宅地拡張に伴う、雨水排水のための排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張して、その雨水を排水するための排水路用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番・10番に関連しています。

9番は、自宅の敷地内に駐車スペースを確保することができないため、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

13ページを御覧ください。

10番は、自宅の敷地内に駐車スペースと物干しスペースを確保することができないため、申請地を取得し宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

12番は、非農家の自己住宅及び排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住環境の良い新田・古高松校区に居住したいとの希望から代替地の検討もされた結果、古高松南小学校から150メートルと近く、周辺は病院・大型量販店等がある住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番に関連しています。

13番は、12番の転用者及び所有者が排水路用地として共同施工にて転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地からの排水路用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月ごろから利用中で、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法5条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、自宅進入路入口で角切りスペースを確保する必要から、農家住宅宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が897.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番の転用者は、丸亀市で鉄工所を営んでいます。高松市内で既存の工場を取得し事業を始めるに当たり、従業員車両の駐車スペースが無いことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工場用地に接続していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が135.67平方メートル有ります。

17番の転用者は、土木建築及び不動産業を営んでおり、より広く顧客を確保するため、宣伝用看板を設置する看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通量の多い交差点にあり、視線を遮るものも無く、形状の悪い狭小農地で農耕しにくいこともあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページを御覧ください

19番は、所有農地への進入路として利用していましたが、周辺住民の道路としても利用するため道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存道路の拡幅であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、家族の所有する自家用車の台数が増え、敷地内での駐車スペースの確保ができないため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、法要等の儀式に大勢の信者が車を利用しており、既存の駐車場が手狭となっているため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は道路と農道に挟まれ、細長く農地として利用しがたい形状であり、寺からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

22番の転用者は、食肉の処理及び販売を行っており、事業が順調で所有トラック、来客用車両及びコンテナ置場が不足していることから、露天駐車場・資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存駐車場に接続していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が698.98平方メートル有ります。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から380メートルと近く、周辺は大学、病院、図書館等の公共施設が整っている宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から180メートルと近く、周辺はインテリジェントパーク等の公共施設の整った宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、関連会社の開発した分譲住宅団地に隣接し、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページを御覧ください。

27番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、物置が建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が398.34平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、宅地の総面積が500平方メートルを超え、隣接に所有農地が有るものの、第三者に貸付けしており、農地との間に段差が有り、超えている部分は、農業上利用しがたい過小農地で一体利用ができないことから問題ないと考えます。

28番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地取得に際し、建築基準法上の進入路が無く、敷地面積が狭いため転用地を含めて住宅を建設するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が320平方メートル有ります。

30番の転用者は、個人で塗装業を営んでいますが、既存事業所が市外で自宅から遠方であり、今回、自宅の隣接地を取得し事業の本拠地を構えるため、車庫兼物置・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に接続していることから、転

用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が34.50平方メートル有ります。

31番は、店舗を借り受けて理容店を営んでいますが、賃貸借契約満了となり新たな店舗が必要となったため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道山崎・御厩線沿いで、現店舗にも近く周辺は住宅が多く、集客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番の転用者は、建設工事業を営んでおり、工事の受注が近年増え新たな露天資材・重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現資材置場に接続していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が3,255平方メートル有ります。

33番の転用者は、建設業を営む法人の役員で、法人の事業が拡大し資材置場等が不足していることから、露天貸資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道円座・香西線沿いでインターチェンジにも近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は資材・車両置場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の事情から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

16ページを御覧ください。

34番の転用者は、運送業を営んでおり、賃借して営業所を開設していますが、事業を拡大するため事務所兼倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、インターチェンジに近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年ごろに所有者が一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,083.26平方メートル有ります。

35番の転用者は、給排水設備工事業を営んでいますが、事業拡大から現資材置場の利便性が悪く狭いため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、インターチェンジに近く利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1.26平方メートル有ります。

36番は、管理会社に委託をして、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年4月に所有者により造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

38番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く、周辺は学校・病院・コミュニティセンター等の公共施設が整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

40番の転用者は、39番に隣接して露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺にはアパート等の賃貸住宅が多く、慢性的に駐車場が不足していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

41番は、所有宅地に進入する道路の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

42番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページを御覧ください。

44番の転用者は、家族が増え自宅敷地内に新たな駐車スペースが取れないことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く市道に囲まれた利用しがたい狭あい農地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

46番の転用者は、太陽光発電事業を営んでおり、転用者の事業予定地の中央部に所有者名義の農地が耕作放棄の状態に残っており、進入路も無く利用できない状態であり、一体利用するため、太陽光発電施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の真ん中に狭小農地として在り、他の利用方法がないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

47番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が771.78平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請23番に関連しています。

18ページを御覧ください。

49番の転用者は、個人で建築業を営んでおり、業務拡大に伴い資材置場が不足していることから、露天資材置場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅から近く、農地としては細長く利用しがたいものの、資材置場には十分であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

51番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、周辺は小学校・病院・支所等の公共施設が整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

52番の転用者は、仏生山町で事務所・倉庫を賃借して建具業を営んでいますが、契約期間満了により返却予定で、新たな事務所等が必要となり、事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、県道西植田・高松線沿いに在り交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

53番の転用者は、害虫駆除を主たる業務としている法人で、新たな事業としてコインランドリーを新規開店するに当たり宣伝効果の大きい看板を設置するための看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、交通量の多い県道高松・長尾・大内線沿いで視線を遮るものが無く、三角地の狭小農地で耕作しにくいこともあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

55番は、電線加工及び電気機器の接続ケーブルの組立を業務としている法人で、事業を拡大するため新規作業所が必要となったため、法人の役員である転用者が、貸作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

56番の転用者は、教育文化活動の普及助成事業を行っている一般財団法人の代表者で、事業活動を充実するため、物づくり体験活動事業の専用作業所を確保する必要から、代表を務める転用者が取得して貸作業所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は作業所として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

続きまして、賃借による転用申請を御説明申しあげます。

20ページをお開きください。

3番の転用者は、自動車販売・修理業を営んでおり、中古車両の販売を強化するため露天展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21ページを御覧ください。

5番の転用者は、コンビニエンスストアを経営しており、老朽化した店舗の建替えと来客車両が増え駐車場が不足していることから、敷地を拡張し店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存敷地に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,973.37平方メートル有ります。

6番の転用者は、飲食店を経営しており、新たに申請地の隣接で開店するに当たり、駐車場不足が予想されることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、申請地近くで平成28年2月25日に分譲住宅用地として転用許可を受けていますが、南側市道の周辺住民から工事期間中の通行車両の出入りを制限して欲しい旨の要望があり、仮設道路用地として平成28年8月10日から29年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し工事現場の隣接地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、コンビニエンスストアを経営しており、来客用駐車場が不足していることから、隣接している役員所有の農地を借り受けて露天駐車場拡張用地として転用するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、現駐車場に接続して拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,358.58平方メートル有ります。

22ページを御覧ください。

9番の転用者は、個人で金属加工業を営んでおり、事業が順調に推移し、事業用・従業員車両置場が不足しているため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み事業所の前に在り利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年1月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

23ページをお開きください。

1番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し将来、親の面倒を見やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、自治会集会場に駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が944.24平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、外国人を雇用するための宿舍及び事業の効率を図るための作業所及び污水处理槽を設置するため、法人の代表者から借り受け宿舍・作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年12月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを190枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、父親宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成27年4月20日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して農作業がし易く、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部にあり、市道に接し、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

8番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、季節ごとの法要等の儀式に大勢の信者が車を利用しており、既存の駐車場が手狭となっているため露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現駐車場に接続して拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年6月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が1,217.52平方メートル有

ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

24ページをお開きください。

10番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、酪農業を営んでいる法人で、現在利用している駐車場が重機・飼料置場となり、駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、市道に面し、牧場に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権44件、賃借権6件、使用貸借11件、計61件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分譲住宅用地とする転用者が、使用貸借により30年間借り受けて排水管を埋設するために、平成27年9月29日付けで農地法第3条第1項の規定による許可を受けていましたが、排水管埋設部分を分筆し地役権の設定に変更するため許可の取消願が提出されたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請地役権の1番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第9号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書26ページをお開きください。

1番は、高齢の譲渡人が後継者である子へ一括贈与するもので、引き続き水稻及び野菜を栽培するものです。

現時点での耕作面積と一括贈与する農地の合計面積が一致していませんが、所有農地のうち1筆について農地法第4条第1項の規定による許可申請が同時に提出されているためです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

3番は、市外に居住する譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており要件を満たします。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

6番は、譲渡人が市外に居住し通作が不便であることから、申請地の近くに居住し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

27ページをお開きください。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、申請地の近くに居住し新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており要件を満たします。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており要件を満たします。

11番は、譲渡人が高齢のため経営の縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

15番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を栽培するものです。

16番は、競売農地を落札したもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

2番は、新規営農を希望する借人が、高齢により経営を縮小する貸人から3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権について御説明申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

1番は、隣接する農地を分譲住宅用地へ転用する事業者が、排水管理設地に地役権を設定するものです。農地法第3条第1項の規定による許可の取消願1番と農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、使用貸借3件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

稲井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書30ページをお開きください。

1番は、昭和56年から35年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番も、昭和61年から30年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番は、昭和40年から農業用水路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

4番は、昭和60年から31年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成28年7月4日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

裏面を御覧ください。

農用地区域からの除外内容につきまして、対象地番及び除外後の用途が記載されております。定例の4月、8月、12月以外の特例案件として取り扱われる、農家住宅、分家住宅関連案件で、中段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が9件、合計面積が2,668.94平方メートルでございます。

議案第12号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 審査基準及び事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第13号 審査基準及び事務処理要領の一部改正について御説明申し上げます。

資料2の1を御覧ください。

まず、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正に関してでございますが、1 改定理由として、農地法等の一部改正に伴い、審査基準において引用している法令の条項を改めるとともに、中山間地域における5戸連たん等の取扱い及び集团的農地に存在する農地を蚕食、分断するか、どうかの判断基準について、改正をする必要があることから、これらの内容を審査基準に追加するものです。

2 改正内容といたしまして、(1) 農地法第3条第1項の許可に係る審査基準で法第3条第2項各号の審査基準及び農業生産法人の判断基準ですが、農地法の改正によるものとして、①農業生産法人を農地所有適格法人に改正するもの②農地所有適格法人の要件の内容を改正するもの③その他字句修正をするものです。

内容については、お配りしております横書き用紙の農地を所有できる法人の要件等の見直しに記載されておりますので御覧ください。

このことにつきましては、昨年度の農地部会で関係法令の改正に伴い御説明しておりますが、左側が改正前で右側が改正後となっております。1 呼称の変更は、農業生産法人から農地所有適格法人に変更しております。2 法人形態及び3 事業要件の変更はありません。4 構成員・議決要件では農業関係者の議決権が総議決権の4分の3以上から2分の1を超えるに変更し、新たに農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人が追加されました。農業関係者以外の構成員が保有できる議決権は、総議決権の4分の1以下から2分の1未満に変更し、法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定される要件は撤廃されました。5 役員要件としましては、役員の過半が農業の常時従事者の要件に変更はありませんが、その常時従事者である役員の過半が農作業に従事としていたものが、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事に変更されました。以上が先ほどの資料2-1の具体的な内容でございます。

次に、資料2の1に戻っていただき、(2)農地転用許可に係る審査基準の①の第1種農地の立地基準ですが、今回の議案の中にもありますが、第1種農地の不許可の例外の判断基準となる集落と集落接続につきましては、現在、集落とは5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域、集落接続とは、直近の集落の敷地からおおむね50メートル以内の距離で接続と規定されていますが、中山間地域における集落には、集落の状況が他の一般的な地域と異なるところがあり、つまり、集落接続が取れない地域があることから、現基準を適応しますと、集落が消滅し、後継者が育たないことになり、耕作放棄地が増えることも考えられ、中山間地域におきましては、その実情に応じて周辺の状況を勘案し判断する旨を追記するものです。

②の一般基準につきましては、集団的に存在する農地を蚕食し、分断する恐れがあると認められる場合は許可できないとの規定ですが、より広域的な土地利用の中での位置関係も考慮すべきものとの考えから、注意書きに併記するものです。

3 改正後の審査基準の施行期日ですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布に伴いまして、農地法及び農業委員会法の一部が改正されていることから、さかのぼり平成28年4月1日付けの施行とするものです。

次に、資料2の2を御覧ください。

高松市農地関係事務処理要領の一部改正でございます。

1 改正理由は農地法等の一部改正に伴い、改正するものです。

2 改正内容のうち、(1)農地法第3条関係事務処理要領の第1 農地等の権利移動ですが、ア 農地法の改正により、農業生産法人を農地所有適格法人に改正するものです。また、イ 行政不服審査法の改正により、許可書等の教示内容を改正するものです。関連しまして、ウ その他字句修正をするものです。

次に、(2)農地関係事務処理要領です。

①の第1 農地等の転用、法第4条、第5条関係では、アとして転用面積4ヘクタールを超える場合の大臣許可が廃止され、全て知事許可となったため、大臣許可に関する項目を削除するものです。なお、高松市では転用面積が4ヘクタール超えの案件については、地方自治法による権限移譲を受けていないため、知事許可案件として処理する項目を加えるものです。イとして、これまで知事が行うとされた農業会議への諮問について、本市の場合は、許可権者としての高松市農業委員会ですが、廃止され、転用面積が30アールを超える場合及び市町農業委員会が必要と認める場合、市町農業委員会から意見聴取を行うこととされていたため、諮問に関する項目を削除し、高松市農業委員会からの意見聴取に関する事項を加えるものです。ウとして、平成27年12月の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」も一部改正があり、営農型発電設備目的での転用許可申請添付書類に「先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例」を加えるものです。エとして、行政不服審査法の改正に伴い、これまで異議申立を行うとされていたものが、審査請求へ変更されたことなどに伴い、許可書の教示内容を変更するものです。オとして、その他所要の字句修正をするものです。

次に、②の第2 農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了並びに営農型発電設備に係る報告及び指導についてですが、法令の一部改正があり所要の字句修正を行うものです。

次に、③の第3 農地転用許可後の事業計画変更及び次ページの④の第4 許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消しについては、様式番号の修正をするものです。

次に、⑤の第5 農地等の賃貸借の解約等は法第18条関係ですが、アとして、農業委員会が申請書を進達しなかった場合、直接知事へ申請できる制度が廃止されたため、要領から削除するものです。イとして、行政不服審査法の改正に伴い、これまで知事に対し異議申立てを行うとされていたものが、知事への審査請求へ変更されたことなどに伴い、教示内容を変更するものです。ウとして、その他所要の字句修正するものです。

次に、⑥の第6 賃貸借契約の文書化については、様式番号の修正をするものです。

次に、⑦の第7 和解の仲介については、改正された法令の条項に改めるなど所要の字句修正をするものです。

次に、⑧の第8 違反転用等への対応については、アとして、転用面積4ヘクタール超の場合の大臣許可が廃止され、全て知事許可となったため、大臣許可に関する項目を削除するものです。なお、高松市におきましては、転用面積4ヘクタール超の案件については、地方自治法による権限移譲を受けていないため、知事許可として処理する項目を加えるものです。イとして、行政不服審査法の改正に伴い、これまで異議申立てを行うとされていたものが、審査請求へ変更されたことなどに伴い、教示内容を変更するものです。なお、転用面積4ヘクタール超の案件については、地方自治法による権限移譲を受けていないため、知事案件として処理する項目を加えるものです。ウとして、改正された法令の条項に

改めるなど所要の字句修正をするものです。

次に、⑨の第9 その他、⑩の第10 遊休農地に関する措置、⑪の第12 工事完了証明事務については、改正された法令の条項に改めるなど所要の字句修正をするものです。

次に、⑫の第13 非農地証明事務については、委員の皆様方には、この夏に農地利用状況調査に御協力をいただきますが、アとして、荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づく調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地については、非農地証明を行うことができるようにするものです。また、留意事項として、この荒廃農地については、所有者からの申請なくして、農業委員会において、非農地である旨の判断を行うことが可能である旨を記載するものです。イとして、農地法施行規則の条項に改めるなど、所要の字句修正をするものです。

3 施行期日ですが、平成28年4月1日施行といたします。

4 経過措置といたしまして、改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができるものといたします。

以上、議案第13号 審査基準及び事務処理要領の一部改正につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。

三笠委員 議長——5番。

議長 5番——三笠委員。

三笠委員 農地転用に係る審査基準の改正の中で、中山間地域においては、その実情に応じて周辺の状況を勘案して判断することだが、状況を勘案するだけでは分り難いので、説明をお願いしたい。もう一点として、事務処理要領の一部改正の中での営農型発電設備について、先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例とはどのようなことか、説明をお願いしたい。

川西事務局長 農地転用許可に係る審査基準のことですが、第1種農地の不許可の例外の判断基準であります。法令には基準が無く香川県独自の基準を設けており、第1種農地の不許可の例外ということで、転用する場合は5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域を集落と定義し、その集落からおおむね50メートル以内の距離で接続しなければならないとしています。現状での中山間地域での集落の状況を見ると、各家の距離は50メートル以上離れており、この原則論を適応しますと、分家住宅・農家住宅の建替えができなくなることから、この規定を緩やかにするものであります。ここで、新たな規定を設けますと、この規定に縛られることとなりますので、あえて規定を設けず、申請のある集落の状態を勘案し判断することとしたものです。

もう一点としての事務処理要領の一部改正の中の営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例とはどのようなことですが、高松市では事例がありませんが、香川県西部においては営農型発電での申請が見受けられ、太陽光発電設備の下に作物を植栽し、一時転用として、

3年ごとの更新をするものでございますが、設備の下の日蔭でも育つ作物について、農政局も研究しているところでございます。そこで、事例として先行して取り組んでいる作物事例があれば、添付書類として提出していただきたいということでございます。

三笠委員 議長——5番。

議 長 5番——三笠委員。

三笠委員 一時転用での転用申請では、3年ごとの延長申請で作物の収穫状況をチェックしながら改めて許可をするものですか。また、収穫量の判断を農業委員会に求められても難しいのではないかと。

川西事務局長 そのとおりでございます。太陽光発電設備の下での作物の収穫量が設備の無い場合に比べ2割以上の減収が見られた場合には、更新ができない厳しい規定となっております。この判断は、県普及センター、JA営農指導部の証明を持って判断するものです。以上です。

議 長 私からの質問ですが、第13 非農地証明の中での荒廃農地の利用状況調査の中で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地は、非農地証明ができるとのことだが、従前の20年以上にわたり耕作放棄されたため自然改廃し、農地として復旧が著しく困難になった土地が削除されたものですか。

川西事務局長 20年以上にわたり耕作放棄されたため自然改廃し、農地として復旧が著しく困難になった土地は従前どおり証明ができますが、この改正は、平成26年9月30日の運用通知に基づき本人の申請が無くても農業委員会の総会に諮り非農地の判断ができる規定になっていたものですが、赤判定の農地の全てを非農地にすると、香川用水等の土地改良区の負担金等に影響があるものですから、何でも良いとは考えておりません。

議 長 外に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については承認することに決定いたしました。

続きまして、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3の表紙を御覧ください。

平成28年6月9日から同年7月5日までのものであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の農地部会議決分として4条が2件、5条が4件で、6月農地部会議決分として4条が11件、5条が34件、合計で4条が13件、5条が38件です。許可保留件数については、5月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が7件、

6月農地部会議決分として4条が1件、5条が11件、合計で4条が1件、5条が18件です。

取下については、5条関係で6月議決分に1件ありました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

2ページをお開きください。

4条関係の6月農地部会議決分といたしまして、6番が開発許可未了で許可保留になっております。

3ページを御覧ください。

5条関係の4月農地部会議決分といたしまして、2番と12番及び15番が開発許可未了で許可保留になっております。26番が譲渡人死亡により、相続手続き中で、許可保留に、また、使用貸借の4番が文化財保護法許可・道路工事承認未了により許可保留となっています。同じく、5条関係で5月議決分の13番、16番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページをお開きください。

5条関係の6月農地部会議決分といたしまして、2番、6番、7番、8番、11番が開発許可未了で、12番が文化財保護法許可未了により、14番、15番が開発許可未了により、許可保留になっております。

5ページをお開きください。

20番が開発許可未了により、許可保留になっております。21番が、先ほど御審議いただいた案件で、6月16日付けで取下げとなりました。28番及び使用貸借の3番が開発許可未了により、許可保留になっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第4回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時3分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員